

26. 船舶油濁等損害賠償保障業務の現況

船舶油濁等損害賠償保障業務の概要

我が国沿岸に放置された座礁船及び油濁汚染保障の問題等に対処するため「船舶油濁損害賠償保障法」により、外国の港から本邦に入港または通峡する2,000トンを超える油を積載する油タンカー及び国際総トン数100トン以上の外航船舶に対して油濁損害賠償や船体の撤去等に係る費用を補てんする船主責任保険(以下「P&I保険」とする)等への加入が義務付けられた。

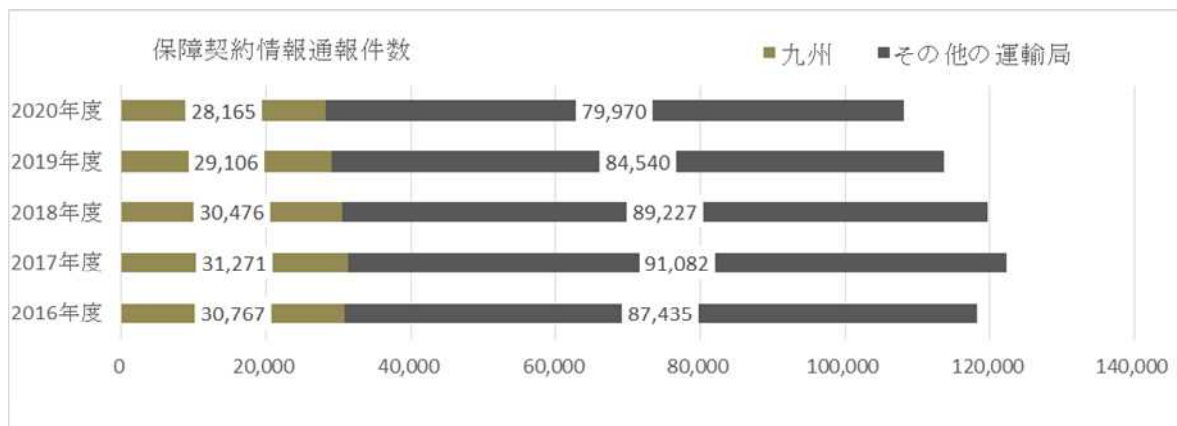
これにより、無保険の外航船舶は本邦への入港、出港及び係留施設の使用が禁止され、船内に保障契約証明書等を備え置くとともに、本邦入港前に地方運輸局等への事前通報が必要となっている。

また、立入検査により保障契約証明書等が備え置かれているか確認を行っている。

なお、下記国際条約(*)の批准にともない、令和元年5月に法律の一部が改正され、法律名が「船舶油濁等損害賠償保障法」に変更となり、上記船舶に加え内航船についても、油濁損害賠償については国際総トン数が1,000トンを超える船舶、難破物撤去については国際総トン数300トン以上の船舶にP&I保険の加入及び船内に保証契約証明書等の備え置きが義務付けられた。

(*)国際条約:2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約
2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約

○ 保障契約情報通報受理件数



○ 船舶油濁等損害賠償保障法に基づく立入検査件数及び行政命令発出件数

